

2018年8月27日

## 日本における性的指向および性自認を理由とする困難を解消する国等の施策

LGBT 法連合会

(性的指向および性自認等により困難を抱えている  
当事者等に対する法整備のための全国連合会)

- 2001年
- ・人権擁護審議会が発表した「人権救済制度の在り方について」において、同性愛者に対する雇用における差別的取扱い、嫌がらせ、差別表現等の問題があることを認め、性的指向を理由とする社会生活における差別的取扱い、嫌がらせ、差別表現については、新たな行政機関による人権救済制度の積極的救済の対象となることを明記（法務省）
- 2002年
- ・「人権教育・啓発に関する基本計画」において、「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」について「その解決に資する施策の検討を行う」と明記（法務省）
  - ・「人権週間強調事項」（2009年から「啓発活動年間強調事項」）において、性的指向を理由とする差別の禁止を明記（法務省）
- 2003年
- ・性同一性障害者の取扱いに関する法律が成立
  - ・外交官の同性配偶者の日本への入国・居住について、「外交関係に関するウィーン条約」の「家計を共にするもの」として実質的に配偶者と同様の扱いとなる（法務省・外務省）。
- 2004年
- ・「人権週間強調事項」（2009年から「啓発活動年間強調事項」）において、性同一性障害を理由とする差別の禁止を明記（法務省）
- 2010年
- ・「子ども・若者ビジョン」「性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施します。」と明記（内閣府）
  - ・「第3次男女共同参画基本計画」に、担当府省を内閣府、法務省、文部科学省、関係府省として、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合等について実態把握に努め、人権教育・啓発や人権侵害被害者の救済を進めると明記。また、担当府省を法務省として、性的指向や性同一性障害を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組むと明記（内閣府）
- 2012年
- ・「自殺総合対策大綱」において、性的マイノリティを対象とした自殺対策の必要性を明記（内閣府）
- 2013年
- ・住民票において外国法による同性配偶者を「同居人」ではなく「縁故者」と記載（総務省）
  - ・外国法による同性配偶者の日本への入国・居住について、「特定活動」として実質的に異性配偶者と同様の扱いとなる（法務省）。
  - ・駐留米軍関係者の同性配偶者の日本への入国について、配偶者としてビザ（査証）なしで入国可能となる（防衛省・法務省）。
  - ・男女雇用機会均等法「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に全ての事業主の措置義務として「同性間セクハラ」を明記（但し実際の対象や効果は変更無し）。第139回労働政策審議会雇用均等分科会にて、担当課長が性的マイノリティもセクシュアル・ハラスメントを受ける対象に入ると答弁（厚生労働省）。
- 2014年
- ・性同一性障害の児童生徒の調査を行い、資料を公開（文部科学省）
- 2015年
- ・文部科学省児童生徒課長通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」発出（文部科学省）

- 2016年
- ・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る，児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」公開（文部科学省）
  - ・いわゆる「セクシュアル・ハラスメント防止指針」の改正が決定。セクシュアル・ハラスメントの対象は「性的指向又は性自認にかかわらず」と明記（但し実際の対象や効果は変更無し）（厚生労働省）。
  - ・人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等の）運用についての一部改正について発出され、セクシュアル・ハラスメントの一類系として「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」が防止対策の対象となる旨を明記（人事院）。
  - ・〈性別表記〉のない「印鑑登録証明書」（印鑑証明）を市区町村が発行できるという通達「印鑑登録証明事務にかかる質疑応答について（通知）」が出された（従来も可能であった内容を確認・周知）。（平成28年12月12日総行住第199号）（総務省）
  - ・住民票記載事項証明書の発行において、性別欄を省いたものを是認する通知が出された（総務省）。

- 2017年
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、性的指向・性自認の差別やハラスメントの禁止を盛り込んだ「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した調達コード」を発表した。
  - ・「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂され、別添資料に性的指向・性自認に関する記載を盛り込んだ（文部科学省）。
  - ・刑法（性犯罪関係）の改正がなされ、性の有り様にかかわらずすべての人に開かれた法制となった。附帯決議において被害の相談・捜査・公判などの過程における「性的マイノリティ」への実質的な差別の禁止を行政機関に求めた（法務省）。
  - ・改正児童福祉法及び児童虐待防止法等の附帯決議として、いわゆる児童施設に入所する「性的マイノリティ」の子どもの存在への対応について研究を進めることが求められた（厚生労働省）。
  - ・「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が改訂され、（重点施策の1つとして「性的マイノリティに対する支援の充実」が掲げられている（p27）。（内閣府）
  - ・内閣府の関連機関である日本学術会議は、差別禁止法の制定などを盛り込んだ「性的マイノリティの権利保障をめざして－婚姻・教育・労働を中心に－」を発表（日本学術会議）。
  - ・性同一性障害を有する方の健康保険証の氏名について、日常で使う「通称名」の記載を認めることを都道府県や公的医療保険の運営者に通知（厚生労働省）

- 2018年
- ・モデル就業規則が改正され「その他あらゆるハラスメントの禁止」の規定を新設し、禁止されるハラスメントとして「性的指向・性自認に関する言動」を明記（厚生労働省）。
  - ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、性的指向・性自認の差別やハラスメントの禁止に向けて、プライバシー保護などを事例に盛り込んだ「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」の解説を発表した。
  - ・「性同一性障害」の性別再指定手術の保険適用開始
  - ・成人年齢の引き下げを主な内容とする「民法改正」にともない、この法律の施行日である 2022年4月1日から、性同一性障害特例法の要件のうち「20歳以上であること」が「18歳以上」に引き下げとなる。